統計法に基づく基幹統計調査

秘

都道府県番号	事業所一連番号

賃金構造基本統計調査 個人票（案）

（平成○年６月分）

厚生労働省

政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

資料２－２（別紙）A4版

枚目

(1) 一連番号	(2) 労働者の番号又は氏名	(3) 性 1 男 2 女	(4) 雇用形態 1 は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがない人。 2 は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがある人。 3 は正社員・正職員以外のうち雇用期間の定めがない人。 4 は正社員・正職員以外のうち雇用期間の定めがある人。 5 は常用労働者以外の人。 常用労働者：正社員・正職員 / 正社員・正職員以外 臨時労働者	(5) 就業形態 1 一般 2 短時間	(6) 最終学歴 「5臨時労動者」に○を付けた労働者については、(1)～(4)、(7)、(10)、(12)～(16)（下線の項目）のみ記入してください。	(7) 年齢 （1年未満の端数は切り捨ててください。）	(8) 勤続年数 1年未満は0と記入してください。	(9) 役職番号 役職に該当する労働者のみ記入してください。	(10) 職種番号 最も当てはまる職種番号を記入してください。	(11) 経験年数 他企業での経験も含みます。 （1年未満の端数は切り捨ててください。）	(12) 実労働日数	(13) 所定内実労働時間数 実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの （30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。）	(14) 超過実労働時間数 早出、残業、休日労働等 （ベースアップによる4月分以前の差額追給は除きます。）	(15) きまって支給する現金給与額 （超過労働給与額を含みます。） 1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含みます。	(16) (15)のうち超過労働給与額 時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等	(17) (15)のうち通勤手当 （E製造業で事業所規模99人以下の事業所、I卸売業,小売業、K70物品賃貸業、L学術研究,専門・技術サービス業、M宿泊業,飲食サービス業、N生活関連サービス業,娯楽業、P医療,福祉又はRサービス業(他に分類されないもの)で同29人以下の事業所のみ記入してください。） 通勤労働者に対し、通勤交通費の全額又は一部として支給する手当	(18) (15)のうち精皆勤手当 一定期間の所定労働日において遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対し支給する手当	(19) (15)のうち家族手当 扶養家族を有する労働者に対し支給する手当	(20) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額 賞与、期末手当等の年間の支給額であり、**毎月支給されるものは含みません。** 3か月を超えて算定されるものは含みます。	備考 記入内容に特別の事情がある場合は、その理由を記入してください。
01		1 2	1 期間の定め無 / 2 期間の定め有 / 3 期間の定め無 / 4 期間の定め有 / 5 臨時労働者	1 2	1 中学 2 高校 3 専門 4 短大 5 高専 6 大学 7 大学院	歳	年			1 1年未満 2 1～4年 3 5～9年 4 10～14年 5 15年以上	日	時間	時間	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	
02		1 2	1 期間の定め無 / 2 期間の定め有 / 3 期間の定め無 / 4 期間の定め有 / 5 臨時労働者	1 2	1 中学 2 高校 3 専門 4 短大 5 高専 6 大学 7 大学院					1 1年未満 2 1～4年 3 5～9年 4 10～14年 5 15年以上										
03		1 2	1 期間の定め無 / 2 期間の定め有 / 3 期間の定め無 / 4 期間の定め有 / 5 臨時労働者	1 2	1 中学 2 高校 3 専門 4 短大 5 高専 6 大学 7 大学院					1 1年未満 2 1～4年 3 5～9年 4 10～14年 5 15年以上										
04		1 2	1 期間の定め無 / 2 期間の定め有 / 3 期間の定め無 / 4 期間の定め有 / 5 臨時労働者	1 2	1 中学 2 高校 3 専門 4 短大 5 高専 6 大学 7 大学院					1 1年未満 2 1～4年 3 5～9年 4 10～14年 5 15年以上										
05		1 2	1 期間の定め無 / 2 期間の定め有 / 3 期間の定め無 / 4 期間の定め有 / 5 臨時労働者	1 2	1 中学 2 高校 3 専門 4 短大 5 高専 6 大学 7 大学院					1 1年未満 2 1～4年 3 5～9年 4 10～14年 5 15年以上										
06		1 2	1 期間の定め無 / 2 期間の定め有 / 3 期間の定め無 / 4 期間の定め有 / 5 臨時労働者	1 2	1 中学 2 高校 3 専門 4 短大 5 高専 6 大学 7 大学院	歳	年			1 1年未満 2 1～4年 3 5～9年 4 10～14年 5 15年以上	日	時間	時間	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	
07		1 2	1 期間の定め無 / 2 期間の定め有 / 3 期間の定め無 / 4 期間の定め有 / 5 臨時労働者	1 2	1 中学 2 高校 3 専門 4 短大 5 高専 6 大学 7 大学院					1 1年未満 2 1～4年 3 5～9年 4 10～14年 5 15年以上										
08		1 2	1 期間の定め無 / 2 期間の定め有 / 3 期間の定め無 / 4 期間の定め有 / 5 臨時労働者	1 2	1 中学 2 高校 3 専門 4 短大 5 高専 6 大学 7 大学院					1 1年未満 2 1～4年 3 5～9年 4 10～14年 5 15年以上										
09		1 2	1 期間の定め無 / 2 期間の定め有 / 3 期間の定め無 / 4 期間の定め有 / 5 臨時労働者	1 2	1 中学 2 高校 3 専門 4 短大 5 高専 6 大学 7 大学院					1 1年未満 2 1～4年 3 5～9年 4 10～14年 5 15年以上										
10		1 2	1 期間の定め無 / 2 期間の定め有 / 3 期間の定め無 / 4 期間の定め有 / 5 臨時労働者	1 2	1 中学 2 高校 3 専門 4 短大 5 高専 6 大学 7 大学院					1 1年未満 2 1～4年 3 5～9年 4 10～14年 5 15年以上										

（100円未満の端数は四捨五入してください。）

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

資料2－2（別紙）A3版

様式第２号

統計法に基づく基幹統計調査

秘

都道府県番号		事業所一連番号					

賃金構造基本統計調査
個人票（案）

（平成○年６月分）

厚生労働省

政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

枚目

(1) 一連番号				01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
(2) 労働者の番号又は氏名													
(3) 性	1 男			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 女			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
(4) 雇用形態	常用労働者	正社員・正職員	1 雇用期間の定めのない人。	1 期間の定め 無	1 期間の定め 無	1 期間の定め 無	1 期間の定め 無	1 期間の定め 無	1 期間の定め 無	1 期間の定め 無	1 期間の定め 無	1 期間の定め 無	1 期間の定め 無
			2 雇用期間の定めがある人。	2 期間の定め 有	2 期間の定め 有	2 期間の定め 有	2 期間の定め 有	2 期間の定め 有	2 期間の定め 有	2 期間の定め 有	2 期間の定め 有	2 期間の定め 有	2 期間の定め 有
		正社員・正職員以外	3 雇用期間の定めのない人。	3 期間の定め 無	3 期間の定め 無	3 期間の定め 無	3 期間の定め 無	3 期間の定め 無	3 期間の定め 無	3 期間の定め 無	3 期間の定め 無	3 期間の定め 無	3 期間の定め 無
			4 雇用期間の定めがある人。	4 期間の定め 有	4 期間の定め 有	4 期間の定め 有	4 期間の定め 有	4 期間の定め 有	4 期間の定め 有	4 期間の定め 有	4 期間の定め 有	4 期間の定め 有	4 期間の定め 有
	5 臨時労働者			5 臨時労働者	5 臨時労働者	5 臨時労働者	5 臨時労働者	5 臨時労働者	5 臨時労働者	5 臨時労働者	5 臨時労働者	5 臨時労働者	5 臨時労働者
(5) 就業形態	1 一般			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 短時間			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
(6) 最終学歴	1 中学			1 中学	1 中学	1 中学	1 中学	1 中学	1 中学	1 中学	1 中学	1 中学	1 中学
	2 高校			2 高校	2 高校	2 高校	2 高校	2 高校	2 高校	2 高校	2 高校	2 高校	2 高校
	3 専門学校			3 専門学校	3 専門学校	3 専門学校	3 専門学校	3 専門学校	3 専門学校	3 専門学校	3 専門学校	3 専門学校	3 専門学校
	4 短大			4 短大	4 短大	4 短大	4 短大	4 短大	4 短大	4 短大	4 短大	4 短大	4 短大
	5 高専			5 高専	5 高専	5 高専	5 高専	5 高専	5 高専	5 高専	5 高専	5 高専	5 高専
	6 大学			6 大学	6 大学	6 大学	6 大学	6 大学	6 大学	6 大学	6 大学	6 大学	6 大学
	7 大学院			7 大学院	7 大学院	7 大学院	7 大学院	7 大学院	7 大学院	7 大学院	7 大学院	7 大学院	7 大学院
(7) 年齢				歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
(8) 勤続年数				年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
(9) 役職番号													
(10) 職種番号													
(11) 経験年数	1 1年未満			1 1年未満	1 1年未満	1 1年未満	1 1年未満	1 1年未満	1 1年未満	1 1年未満	1 1年未満	1 1年未満	1 1年未満
	2 1～4年			2 1～4年	2 1～4年	2 1～4年	2 1～4年	2 1～4年	2 1～4年	2 1～4年	2 1～4年	2 1～4年	2 1～4年
	3 5～9年			3 5～9年	3 5～9年	3 5～9年	3 5～9年	3 5～9年	3 5～9年	3 5～9年	3 5～9年	3 5～9年	3 5～9年
	4 10～14年			4 10～14年	4 10～14年	4 10～14年	4 10～14年	4 10～14年	4 10～14年	4 10～14年	4 10～14年	4 10～14年	4 10～14年
	5 15年以上			5 15年以上	5 15年以上	5 15年以上	5 15年以上	5 15年以上	5 15年以上	5 15年以上	5 15年以上	5 15年以上	5 15年以上
(12) 実労働日数				日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
(13) 所定内実労働時間数				時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
(14) 超過実労働時間数				時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
(15) きまって支給する現金給与額				万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円
(16) (15)のうち超過労働給与額				万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円
(17) (15)のうち通勤手当				万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円
(18) (15)のうち精皆勤手当				万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円
(19) (15)のうち家族手当				万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円
(20) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額				万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円
備考													

「5」（臨時労働者）と記入された労働者については、(1)～(4)、(7)、(10)、(12)～(16)（下線の項目）のみ記入してください。

他企業での経験も含みます。

一年未満の端数は切り捨ててください。

30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。

１か月を超え、３か月以内の期間で算定されるものも含みます。

ベース・アップによる5月分以前の差額追給は除きます。

超過労働給与額を含みます。

E製造業で事業所規模99人以下の事業所、I卸売業，小売業、K70物品賃貸業、L学術研究，専門・技術サービス業、M宿泊業，飲食サービス業、N生活関連サービス業，娯楽業、P医療，福祉又はRサービス業（他に分類されないもの）で同29人以

時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等

通勤労働者に対し、通勤交通費の全額又は一部として支給する手当

一定期間の所定労働日において遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対し支給する手当

扶養家族を有する労働者に対し支給する手当

１００円未満の端数は四捨五入してください。

賞与、期末手当等の年間の支給額であり、**毎月支給されるものは含みません。**
３か月を超えて算定されるものは含みます。

記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。